

別表十一（一の二）「一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法人が法第 52 条第 2 項《一括評価金銭債権に係る貸倒引当金》又は措置法第 57 条の 10《中小企業等の貸倒引当金の特例》の規定の適用を受ける場合に使用します。

（注）1 法人との間に連結完全支配関係がある連結法人に対する金銭債権は、貸倒引当金の繰入対象となりませんので、御注意ください。

2 法第 10 条の 3 第 1 項《課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用》に規定する特定普通法人が公益法人等に該当することとなる場合の当該特定普通法人のその該当することとなる日の前日の属する事業年度については、法第 52 条第 2 項の規定は適用しませんので御注意ください。

2 記載の手順

この明細書の記載の順序は、まず中段の「一括評価金銭債権の明細」及び下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄を記載し、次に上段の各欄（「1」から「20」まで）を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項												
「当期繰入額 1」	当期において損金経理により一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定へ繰り入れた金額を記載します。	この金額には、貸倒引当金として繰り入れたもののほか、会社計算規則第 5 条第 4 項に規定する取立不能見込額として金銭債権の額から控除する方法で表示した金額又は金銭債権の額を直接減額して財務諸表の注記等による方法で表示した金額のうち、総勘定元帳等において一括評価金銭債権に係る貸倒引当金勘定に繰り入れたものであることが明らかにされている金額を含みます。												
「法定の繰入率 5」	分子の空欄には、中小法人が貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率を、措置法令第 33 条の 9 第 4 項各号に規定する法定の繰入率による場合に、その営む主たる事業の区分に応じて、次の数を記載します。 <table><tr><td>事 業</td><td>卸 小 売 売 及 業 び 業</td><td>製 造 業</td><td>金 保 融 險 及 業 び 業</td><td>割 小 賦 売 販 業 売 等</td><td>そ 事 の 他 の 業</td></tr><tr><td>分子の数</td><td>10</td><td>8</td><td>3</td><td>13</td><td>6</td></tr></table>	事 業	卸 小 売 売 及 業 び 業	製 造 業	金 保 融 險 及 業 び 業	割 小 賦 売 販 業 売 等	そ 事 の 他 の 業	分子の数	10	8	3	13	6	「中小法人」とは、「期末における資本金の額又は出資金の額が 1 億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社」以外の法人をいいます。 「卸売及び小売業」には、飲食店業及び料理店業を含みます。 「製造業」には、電気業、
事 業	卸 小 売 売 及 業 び 業	製 造 業	金 保 融 險 及 業 び 業	割 小 賦 売 販 業 売 等	そ 事 の 他 の 業									
分子の数	10	8	3	13	6									

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。 「割賦販売小売業等」とは、割賦販売小売業並びに包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業をいいます。 (注) 「割賦販売小売業」とは、割賦販売法第2条第1項第1号《定義》に規定する割賦販売の方法により行う小売業をいい、「包括信用購入あっせん業」とは、同条第3項に規定する包括信用購入あっせん（同項第1号に掲げるものに限り）を行う事業をいい、「個別信用購入あっせん業」とは、同条第4項に規定する個別信用購入あっせんを行う事業をいいます。
「繰入限度額 6」	次の法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 大法人の場合 $((2) \times (3))$ 又は $((4) \times (5))$ (2) 公益法人等・協同組合等以外の中小法人の場合 「$((2) \times (3))$ 又は $((4) \times (5))$」の計算は、貸倒引当金の繰入限度額を計算するときの繰入率を次のいずれによるかに応じ、それぞれ次によります。 ① 「貸倒実績率 3」による場合 $((2) \times (3))$ 又は $((4) \times (5))$ ② 「法定の繰入率 5」による場合 $((2) \times (3))$ 又は $((4) \times (5))$	(1) 「大法人」とは、期末における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人並びに保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社をいいます。 (2) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額の計算における繰入率を「貸倒実績率 3」によるか「法定の繰入率 5」によるかは、法人の選択によります。
「公益法人等・協同組合等の繰入限度額 7」	公益法人等及び協同組合等に限り、次の場合に応じ、それぞれ次により記載します。 (1) 「貸倒実績率 3」による場合 $((2) \times (3) \times \frac{116}{100})$ 又は $((4) \times (5) \times \frac{116}{100})$ (2) 「法定の繰入率 5」による場合 $((2) \times (3) \times \frac{116}{100})$ 又は $((4) \times (5) \times \frac{116}{100})$	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「貸倒実績率の計算」の各欄	各欄共通	各欄は、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入限度額を計算する場合の繰入率につき、令第96条第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。	
	「前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額9」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度分の別表十一(一)の「期末一括評価金銭債権の額26」の「計」の額の合計額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期のこの明細書の「期末一括評価金銭債権の額26」の「計」の金額を記載します。
	「令第96条第2項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額11」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度分の令第96条第2項第2号イに掲げる売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権の貸倒れによる損失の額を記載します。
	「損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額12」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度分の別表十一(一)の「貸倒れによる損失の額等の合計額に加える金額19」の「計」の金額の合計額により計算した金額を記載します。	当期が設立事業年度である場合には、当期の別表十一(一)「19」の「計」の金額を記載します。
	「益金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額の合計額14」	当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度分の益金算入額のうち、当該事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度分の別表十一(一)の「23又は24に金額がある場合の22の金額25」の「計」の合計額により計算した金額を記載します。	
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「勘定科目」	売掛金、貸付金等貸倒引当金の対象となる売掛債権等を、その勘定科目ごとに記載します。	
	「期末残高21」	売掛金、貸付金等について、法人の決算計上額(取立不能見込額として計上されている金額を含みます。)を記載します。 なお、消費税につき税抜経理方式を採用している法人であっても、消費税込みの決算計上額を記載します。	取立不能見込額が売掛債権等の種類ごとに区分されていない場合には、その取立不能見込額を「勘定科目」に「取立不能見込額」と記載し、その金額を「期末残高21」に一括して記載します。
	「売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額22」	法人の決算上売掛債権等として表示されていないが税務計算上売掛債権等とされるものがある場合又は貸倒損失としたもののうち税務計算上貸倒れとして認められないものがある場合に、その期末現在高を記載します。	
	「21のうち税務上貸倒れがあったものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額23」	「期末残高21」のうちに、例えば、海外投資等損失準備金の積立ての対象とした特定法人に対する債権などが含まれている場合に、その金額を記載します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「一括評価金銭債権の明細」の各欄	「個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額 24」	別表十一(一)の「19」に金額の記載がある場合の同表の「個別評価金銭債権の額 6」の合計額を記載します。	
	「実質的に債権とみられないものの額 27」	(1) 措置法第 57 条の 10 第 1 項及び措置法令第 33 条の 9 第 3 項の規定による簡便計算法（以下(2)において「簡便計算法」といいます。）を選択しなかった場合には、例えば同一の相手先に対する売掛金と買掛金とがある場合におけるその売掛金の金額のうち買掛金の金額に相当する金額のように、実質的に債権とみられない金額を記載します。 (2) 簡便計算法を選択した場合には、下段の「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 32」の金額を「計」に移記し、その他の各空欄の記載は必要ありません。	
	「基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細」の各欄	中小法人が措置法第 57 条の 10 第 1 項及び措置法令第 33 条の 9 第 3 項の規定による簡便計算法を選択した場合に、記載します。	
「平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額 29」		中小法人が平成 12 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度において措置法第 57 条の 10 第 1 項の規定の適用を受ける場合に、平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における同項に規定する一括評価金銭債権の額の合計額を記載します。	平成 10 年 4 月 1 日に存する法人（同日後平成 13 年 3 月 31 日までの間に行われた合併又は適格合併に係る合併法人にあっては、当該法人及び当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人のすべて（当該合併又は当該適格合併が法人を設立するものである場合にあっては、当該合併又は当該適格合併に係る被合併法人のすべて）が同日に存していた合併又は適格合併に係る合併法人に限りします。）について適用があります。
「同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額 30」		平成 10 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間に開始した各事業年度末における実質的に債権とみられないものの額について、この表の「一括評価金銭債権の明細」の「実質的に債権とみられないものの額 27」の金額の計算に準じて算出した税務計算上の金額の合計額を記載します。	「実質的に債権とみられないものの額」の計算につき基準年度実績によっていた場合には、改めて当年度実績によった場合に計算される金額を計算し、その計算した金額の合計額によります。

4 根拠条文

法 52、令 96～98、規則 25 の 5、措置法 55、57 の 10、措置法令 33 の 9